

神石高原町議会事務局障害者活躍推進計画

機関名	神石高原町議会事務局
任命権者	神石高原町議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
神石高原町議会事務局における障害者雇用の課題	<p>神石高原町議会事務局は、職員数の少ない小規模な機関であり、職員は神石高原町（町長部局）の出向職員で構成されているため、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>組織的な体制整備は特段行っていない状況ではあるが、今後は職員に対し、障害者雇用の推進に関する理解を促進する取組が必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	○職員は、神石高原町（町長部局）からの出向職員で構成されており、独自の職員募集・採用は行っていない。
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報時期又は人事異動期に、採用者の状況把握・進捗管理を行う。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○職員は神石高原町（町長部局）からの出向職員で構成されているため、障害者雇用推進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。</p> <p>○職員が中途障害者となった場合や障害者である職員が配置された場合、相談窓口を設定する。</p>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難になった障害者から相談があった場合は、町総務課及び関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価の際、障害者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
④その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。